

写

平成26年5月30日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位



「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」(昭和52年12月22日改正)を設け、今日まで自主基準として運用してまいりました。

このたび、一部の美白用化粧品(医薬部外品)において白斑の問題が起きたことを機に、厚生労働省のご指導もあって、下記のとおり上記自主基準を一部改正致しました。

具体的には、白斑及び周辺組織での色素増強を念頭に、製品の使用を中止すべき症状として「色抜け(白斑等)や黒ずみ」の語句を追加するとともに、知らない間に白斑が生じていた症例が見られることを踏まえ、「お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。」の語句を追記したものです。

今回は急な対応となりますので、日本化粧品工業連合会傘下会員各位におかれましては、状況をご理解の上、下記の自主基準を順守くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具
記

I. 「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」(昭和52年12月22日改正)の一部改正

(1) [表1]添付文書等に表示する注意事項の(1)を次のとおり改正する。

[表1] 容器又は外箱に表示する注意事項

A. 表示する注意事項	表示すべき化粧品の範囲
(1)-1 <u>お肌に異常が生じていなかよ注意して使用してください。</u> <u>お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。</u>	皮膚に適用する化粧品は原則として表示する。(頭髪用化粧品類、洗顔料を含む) 〔除外〕爪化粧品類、歯みがき類、浴

	<p><u>用化粧品類、石けん類、香水類、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、マスカラ</u></p> <p><u>シャンプー、リンス、ボディシャンプー及びマスカラに表示する。</u></p>
(1) - 2 お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。	

(2) [表2] 添付文書等に表示する注意事項の1. を次のとおり改正する。

[表2] 添付文書等に表示する注意事項

表示する注意事項	表示すべき化粧品の範囲
<p>1-1. <u>お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることができますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。</u></p> <p>(1) 使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激、色抜け（白斑等）や黒ずみ等の異常があらわれた場合</p> <p>(2) 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合</p>	<p>皮膚に適用する化粧品は原則として表示する。（頭髪用化粧品類、洗顔料を含む）</p> <p><u>【除外】爪化粧品類、歯みがき類、浴用化粧品類、石けん類、香水類、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、口紅、リップクリーム、マスカラ</u></p>
<p>1-2. 化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることができますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。</p> <p>(1) 使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合</p>	<p><u>シャンプー、リンス、ボディシャンプー、口紅、リップクリーム及びマスカラに表示する。</u></p>

(2) 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合

※下線部が変更又は追加した箇所

II. 本自主基準の運用について

1. 実施の時期

市場に出荷する製品の注意表示を順次切り替えて平成27年11月25日までに実施し、美白用化粧品（医薬部外品）を最優先に実施すること。

なお、〔表2〕の表示を実施することによって、製品に変更した注意表示の詳細が記載されることから、〔表1〕の表示の変更については、〔表2〕の変更と同様に平成27年11月25日までの実施が望ましいが、順次切り替えを実施していくことで差し支えない。

2. 情報提供

変更する表示の内容については、当該製品を取り扱う販売店及び消費者に対して、積極的に情報提供を行うこと。なお、情報提供にはホームページ等を活用してもよい。

以上